

証券コード 6255
2024年11月11日

株 主 各 位

東京都台東区東上野一丁目7番15号
株式会社エヌ・ピー・シー
代表取締役社長 伊 藤 雅 文

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.npcgroup.net/ir/stock-information/shareholders-mtg>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エヌ・ピー・シー」又は「コード」に当社証券コード「6255」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を事前行使することもできますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、3ページのご案内に従って、2024年11月27日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

インターネットにより有効に議決権行使していただいた方の中から抽選でQUOカード1,000円分を贈呈いたします。詳細は3ページをご覧ください。

敬 具

- 記
1. 日 時 2024年11月28日(木曜日)午前10時
(受付開始時刻 午前9時)
2. 場 所 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
アートホテル日暮里 ラングウッド 2階 飛翔の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
1. 第32期(2023年9月1日から2024年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第32期(2023年9月1日から2024年8月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1ページ記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の「主要な借入先の状況」「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年11月28日(木曜日)
午前10時



書面(郵送)により議決権を行使する方法

4ページの案内に従って、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2024年11月27日(水曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットにより議決権を行使する方法

5ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年11月27日(水曜日)
午後5時30分入力完了分まで

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

当日ご出席の場合は、郵送(議決権行使書用紙)又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

本総会におけるお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

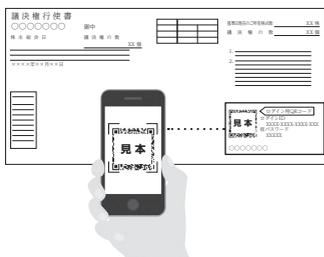
インターネットにより有効に議決権行使していただいた株主の皆様には、各議案の賛否にかかわらず、心ばかりの謝礼として、抽選で100名様にQUOカード1,000円分を贈呈いたします。QUOカードの発送は、2024年12月頃を予定しております。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

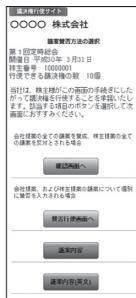
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

(提供書面)

事業報告

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復しています。しかし、物価上昇や欧米における高い金利水準の継続、中国経済や中東情勢に対する懸念等、先行き不透明な状況は継続しています。

当社の装置関連事業が主な対象とする米国の太陽電池関連市場におきましては、連邦による政策の支援や各自治体の後押しにより、太陽電池メーカーによる生産能力拡大や研究開発のための設備投資が活発化しています。また、日本の太陽電池市場においても、さまざまな企業が次世代太陽電池であるペロブスカイト型太陽電池の量産に向けた開発を進めています。日本政府からも開発、生産、設置のあらゆる側面への支援がされる方針であり、導入拡大への動きが活発化しています。

当社の環境関連事業が主な対象とする太陽光発電業界におきましては、使用済み太陽光パネルの将来的な排出に対応する仕組みの整備が進んでいます。国内では太陽光パネルのリサイクル義務化が政府で検討されており、欧州においてはEUや研究機関が出資し、複数国の民間企業や大学が参加するコンソーシアムが組成され、コンソーシアム全体でリサイクル目標を定め処理に取り組む動きが出ています。また、国内外でリサイクル装置の導入支援やリサイクル費用の補助などが継続的に行われており、リサイクルへ参入を検討する企業が増加しております。

このような状況下、当連結会計年度の売上高は10,797,611千円(前期比1,477,002千円の増収)と概ね予定どおりとなりました。利益面においては、材料費の値上がりを見越した金額で受注していた案件において、購買努力等で材料費を抑えられたことや、現地作業の効率化により工数や経費を削減できたことで、利益率が想定以上に向上し、営業利益は2,436,275千円(前期比1,459,300千円の増益)、経常利益は2,426,511千円(前期比1,463,206千円の増益)、親会社株主に帰属する当期純利益は1,676,448千円(前期比683,271千円の増益)と予定よりも大幅に増加しました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

イ. 装置関連事業

装置関連事業におきましては、一部案件が現地作業の検収タイミングの関係で2025年8月期に期ずれとなったものの、米国の太陽電池メーカーである主要顧客に対して、工場増設向け装置、新工場向け装置、開発用装置を予定どおり売り上げました。更に、同社の工場が高稼働率を維持し、装置台数も増加していることから部品販売も好調となりました。また、国内太陽電池メーカー向けペロブスカイト用パイロットライン、電子部品業界の国内主要顧客や自動車業界の日系企業の米国工場に対するFA装置等も予定どおり売り上げました。以上のことから、売上高は10,279,923千円(前期比1,590,440千円の増収)となりました。利益面においては、仕入コストの低減、製造工程や現地作業での原価低減、部品の売上増加や円安効果による部品の利益率向上により想定以上の利益を確保し、営業利益は3,070,375千円(前期比1,580,432千円の増益)となりました。

ロ. 環境関連事業

環境関連事業におきましては、太陽光パネル解体装置を国内企業4社向けに4台、海外企業3社向けに4台を売り上げました。また、リユースパネル販売では2件の大型案件があり、太陽光発電所の検査サービスや植物工場ビジネスも予定どおり売上を計上しました。以上のことから、売上高は517,687千円(前期比113,437千円の減収)と予定どおりとなりました。利益面においては、主に利益率の高い当社のスタンダード製品である太陽光パネル解体装置の販売により、営業利益102,491千円(前期比30,289千円の減益)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、79,476千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

装置関連事業 工場用空調機 48,137千円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

装置関連事業 ネットワーク機器 8,323千円

③ 資金調達の状況

機動的かつ効率的な資金調達を目的に、金融機関2行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,000,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	1,000,000千円

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 29 期 (2021年 8 月期)	第 30 期 (2022年 8 月期)	第 31 期 (2023年 8 月期)	第 32 期 (当連結会計年度) (2024年 8 月期)
売上高 (千円)	7,823,353	4,379,235	9,320,608	10,797,611
営業利益 (千円)	1,172,073	620,390	976,974	2,436,275
経常利益 (千円)	1,151,368	617,646	963,305	2,426,511
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	778,715	379,263	993,176	1,676,448
1株当たり当期純利益 (円)	35.54	17.60	46.16	77.81
総資産 (千円)	10,004,735	12,296,755	13,611,640	15,436,013
純資産 (千円)	6,986,778	7,110,522	8,074,396	9,684,520
1株当たり純資産 (円)	318.78	330.82	374.98	449.28

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第30期の期首から適用しており、第29期の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 29 期 (2021年 8 月期)	第 30 期 (2022年 8 月期)	第 31 期 (2023年 8 月期)	第 32 期 (当事業年度) (2024年 8 月期)
売上高 (千円)	7,740,363	4,277,119	9,213,732	10,590,555
営業利益 (千円)	1,142,189	626,745	896,077	2,311,421
経常利益 (千円)	1,125,664	643,568	890,772	2,322,712
当期純利益 (千円)	762,979	397,459	936,017	1,581,064
1株当たり当期純利益 (円)	34.82	18.45	43.50	73.38
総資産 (千円)	9,717,731	11,966,274	13,221,556	14,800,610
純資産 (千円)	6,729,255	6,790,280	7,701,009	9,170,576
1株当たり純資産 (円)	307.03	315.92	357.64	425.43

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第30期の期首から適用しており、第29期の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NPC America Automation Inc.	7,979千円 (70千USD)	100%	FA装置の設計・製造・販売・保守サービス

(4) 対処すべき課題

当社グループは、環境及び持続可能な社会の実現を意識し、既存事業の強化・拡大を図ってまいります。また、新規事業に積極的に取り組むことによりリスク分散を図り、安定した業績を維持し、かつ成長することができる企業を目指しております。この方針の下、以下のとおり対処すべき課題を定めております。なお、2024年9月に実施した組織変更により2つの事業部制から事業部を一本化し、組織や人の資本を効率化させ、方針の達成に向けて取り組んでおります。

① 太陽電池製造装置

太陽電池製造装置については、米国の薄膜系太陽電池メーカーである主要顧客が計画する新工場や既存工場の拡張、及び新製品の開発用装置に対して、当社がこれまで手掛けてきた装置とサービスを提供することに加え、新規の装置も積極的に取り組んでまいります。また、すでに納入済み装置の保守サービスや改造、部品販売についても安定的に積み上げてまいります。

加えて、ペロブスカイト型太陽電池の研究開発が商業化に向けて国内外で進んでいる状況において、各太陽電池メーカーへの対応を強化し、当社の薄膜系太陽電池の経験を活かして、今後拡大が見込まれる装置需要を取り込んでまいります。

② FA装置

太陽電池以外の業界へのFA装置については、事業部の一本化により集約した人員を効果的に活用することで営業活動を強化し、既存の業界のみならず新しい業界においても安定顧客を増やしてまいります。また、当社のスタンダード製品である真空貼合装置を様々な業界へ幅広く展開し、業績の拡大に取り組んでまいります。

③ 太陽光パネル解体装置

太陽光パネルの解体装置については、国内では補助金を活用して装置を導入する企業が増えており、海外でも欧州・オーストラリア・米国の企業に対して、着実に実績を積み上げております。国内ではパネルリサイクルの義務化が進められる見通しであり、それにより装置需要は更に高まると考えられます。また、排出

パネルが多い海外においても、リサイクル意識の高い欧州などで継続した需要が見込まれます。これらの需要に対応するために、FA装置と同様に営業活動の強化を図ってまいります。

④ 環境関連サービス

当社は環境関連サービスとして、主に太陽光パネルに関連するサービスと植物工場ビジネスを展開しております。

当社は太陽光パネルの解体装置の販売を主な事業とする一方で、排出されるパネルの適正なリユース販売や、リサイクルを含めた適正処理を行なうという課題に取り組んでおります。当社が手掛ける太陽光発電所の検査サービスやパネルのリユース・リサイクルビジネスはその課題解決と太陽光パネル解体装置の販売増にもつながり、また、ストックビジネスとなるので、引き続き強化してまいります。

植物工場ビジネスについては、引き続き安定供給を継続し、付加価値の高い品種の開発により次のステップを目指し、サステナブルなビジネスとして継続してまいります。

⑤ その他の課題

その他の課題としては、研究開発、採用、新規事業への取り組み等があります。

研究開発においては、太陽電池製造装置、FA装置及びパネル解体装置における顧客ニーズや、関連する市場動向を見ながら開発を引き続き行なってまいります。

採用においては、装置製造に必要となる設計及び製造に係る技術力を向上させるために、新卒採用を中心として技術者の採用に力をいれております。

新規事業においては、持続可能な社会の実現に貢献できる製品やサービスを提供するという考えの下、国内のみならず海外での展開も含めて新規事業の開発に取り組んでおります。

(5) 主要な事業内容(2024年8月31日現在)

事業区分	区 分	事業内容
装置関連事業	太陽電池製造装置	主に米国、国内を中心とした太陽電池メーカーに対して、高性能な太陽光パネルを製造するための装置を提供しております。
	FA装置	電子部品業界、自動車業界等、国内外の太陽電池以外のさまざまな業界に対して、FA装置を提供しております。
環境関連事業	太陽光発電所の検査サービス	全国の太陽光発電所を中心に現地での検査サービスとして使用前自主検査(竣工前検査)や定期検査等を実施しております。
	太陽光パネルのリユース・リサイクル	再利用可能な太陽光パネルをリユース品として国内外に販売しております。 松山工場では自社の解体装置を用いて太陽光パネルの中間処理を行っております。
	太陽光パネル解体装置	当社独自技術である「ホットナイフ分離法」を搭載した太陽光パネルの解体装置を国内外の産業廃棄物処理業者に提供しております。
	植物工場ビジネス	人工光植物工場で栽培した野菜を、食品加工場やスーパー等に提供しております。

(注) 2024年9月1日付で組織変更を行ない、環境関連事業部を装置関連事業部へ統合し、事業部を一本化することいたしました。

(6) 主要な営業所及び工場(2024年8月31日現在)

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都台東区
工 場	松山工場：愛媛県松山市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
NPC America Automation Inc.	米国・ミシガン州

(7) **従業員の状況**(2024年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
装置関連事業	112(22)名	11名増(4名増)
環境関連事業	15(20)名	1名増(1名増)
全社(共通)	44(5)名	2名増(増減なし)
合計	171(47)名	14名増(5名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、有期雇用・パート・派遣社員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
167(47)名	13名増(5名増)	38.4歳	10.6年

(注) 従業員数は就業人員であり、有期雇用・パート・派遣社員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(8) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 株式の状況(2024年8月31日現在)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 54,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,052,426株 |
| (3) 株主数 | 23,062名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
伊 藤 雅 文	1,293,079株	6.00%
株 式 会 社 S B I 証 券	586,204株	2.72%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	493,600株	2.29%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	369,600株	1.71%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT J PRD AC ISG (FE-AC)	361,195株	1.68%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	320,000株	1.48%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	299,400株	1.39%
隣 良 郎	282,640株	1.31%
廣 澤 一 夫	239,379株	1.11%
天 野 謙 二 郎	198,000株	0.92%

- (注) 1. 当社は、自己株式を496,648株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役(社外取締役を除く。)	23,165株	3名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.(4) 取締役及び監査役の報酬等の額」に記載しております。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(2024年8月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤 雅文	
専務取締役	廣澤 一夫	管理本部長
常務取締役	矢内 利幸	事業本部長
取締役	寺田 健治	
取締役	平町 聡	
常勤監査役	世羅 靖久	
監査役	柿本 輝明	弁護士 株式会社ホープ 社外取締役
監査役	新保 博之	公認会計士

- (注) 1. 取締役寺田健治氏、取締役平町聡氏は、社外取締役であります。
2. 監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏は、社外監査役であります。
3. 監査役新保博之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役寺田健治氏、取締役平町聡氏、監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、当社の監査役であり、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行なった行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償することとしております(株主代表訴訟を含む)。なお、補填する額について限度額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年7月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的発展を担う人材を確保し適切に報奨することができる制度であり、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し株主利益と共有を図る報酬体系とすることを基本方針とする。報酬の内訳としては、基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬にて構成され、経営の監督機能を担う社外取締役については、その職責を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は毎月支給する固定報酬とし、当該取締役の役位、職責、役割貢献度に応じて社会的な水準および経営内容、従業員給与等との均衡等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。取締役の報酬限度額は2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において決議された年額200百万円以内とする。

ハ. 業績連動報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結営業利益の達成度合いに応じて、各取締役の貢献度等も踏まえ算出された額を賞与として、取締役会の承認により報酬限度額の範囲内において一定の時期に支給する。業績指標として連結営業利益を選定した理由は事業年度の経営結果を表す重要な指標と判断したものである。

ニ. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

株主との一層の価値共有を進め、中長期的な業績向上や企業価値向上への貢献意欲を高めるために譲渡制限付株式報酬を付与する。報酬限度額は2019年11月28日開催の第27期定時株主総会において決議された年額40百万円以内、かつ150千株以内とする。譲渡制限付株式報酬については、前年度の業績等における貢献度等諸般の事項を総合的に勘案した上で付与時の株価を基に取締役会において決定する。譲渡制限付株式報酬は在任期間を通しての成果に対する報酬との考えから、任期満了、その他取締役会が正当と認めた事由により退任

した場合に譲渡制限を解除する。社外取締役に対しては経営の監督機能を十分に機能させるため譲渡制限付株式報酬は支給しない。

ホ. 報酬等の種類別の割合決定に関する方針

基本報酬は固定報酬（金銭報酬）として一定水準と安定性を重視しており、このことを基本としつつ、基本報酬に対する非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）の構成割合は最大3割程度となるよう設定する。業績連動報酬は業績指標の達成度合いに応じて算出され変動するため構成割合は設定しない。また、報酬額の客観性・妥当性を確保するために当社と同規模かつ同業種である他企業における構成割合との比較・検証を行い設定する。

ヘ. 報酬等の支給・付与の時期や条件の決定方針

基本報酬は每期株主総会後に開催される取締役会にて一任された代表取締役社長が決定し、決定された基本報酬は翌月から金銭報酬として支給する。業績連動報酬は業績指標の達成度合いに応じて算出された額を金銭報酬として一定の時期に支給する。非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）は每期株主総会の翌月に開催される取締役会にて決定し、その翌月に特定譲渡制限付株式として当社普通株式を割り当てる。

ト. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

個人別の報酬額の決定については取締役会の決議により代表取締役社長伊藤雅文が委任を受けるものとし、委任された代表取締役社長伊藤雅文は当社全体の業績を俯瞰し、各取締役に対し基本報酬（金銭報酬）及び業績連動報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針に従い報酬額を決定する。なお、委任した理由は、経営状況等を最も熟知し、当社を取り巻く環境、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行なうに最も適していると判断したためであります。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	153,498千円 (5,700千円)	102,600千円 (5,700千円)	33,200千円 (-)	17,698千円 (-)	5名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	12,150千円 (4,500千円)	12,150千円 (4,500千円)	-	-	3名 (2名)
合 計 (うち社外役員)	165,648千円 (10,200千円)	114,750千円 (10,200千円)	33,200千円 (-)	17,698千円 (-)	8名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人兼取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(社外取締役はおりません。)です。また、上記年額報酬とは別枠で、2019年11月28日開催の第27期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は3名です。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
3. 当事業年度末現在の取締役は5名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役柿本輝明氏は、株式会社ホープの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・ 取締役 寺田健治
当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、適宜発言を行っております。なお、製造業における豊富な経験・知見を当社事業に活用することを期待され選任されており、取締役及び幹部社員との面談を通じて様々なアドバイスを実施しており、期待される役割を果たしております。
 - ・ 取締役 平町 聡
当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、適宜発言を行っております。なお、企業経営における豊富な経験・知見を当社事業に活用することを期待され選任されており、取締役及び幹部社員との面談を通じて様々なアドバイスを実施しており、期待される役割を果たしております。

- ・ 監査役 柿本輝明

当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会13回の全てに出席し、経営の監視・監督を行ない、特に当社のガバナンス並びにコンプライアンスに関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。

- ・ 監査役 新保博之

当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会13回の全てに出席し、経営の監視・監督を行ない、特に経理並びに財務状況に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人東海会計社

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額	23,600千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	23,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出基準等が適切であるかどうかについて必要な検証を行なった上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,958,629	流動負債	5,670,661
現金及び預金	5,237,825	買掛金	245,412
受取手形	22,965	電子記録債務	2,294,927
売掛金	2,764,963	未払法人税等	672,784
電子記録債権	5,325	前受金	1,976,987
仕掛品	3,759,722	賞与引当金	151,823
原材料及び貯蔵品	17,050	製品保証引当金	39,567
その他	150,776	受注損失引当金	1,847
固定資産	3,477,384	その他	287,310
有形固定資産	3,159,092	固定負債	80,832
建物及び構築物	1,473,015	退職給付に係る負債	80,277
機械及び装置	38,132	その他	555
土地	1,548,050	負債合計	5,751,493
その他	99,894	(純資産の部)	
無形固定資産	48,396	株主資本	9,531,371
その他	48,396	資本金	2,812,461
投資その他の資産	269,895	資本剰余金	2,738,335
破産更生債権等	31	利益剰余金	4,286,752
繰延税金資産	245,187	自己株式	△306,177
その他	24,708	その他の包括利益累計額	153,148
貸倒引当金	△31	為替換算調整勘定	153,148
資産合計	15,436,013	純資産合計	9,684,520
		負債純資産合計	15,436,013

連結損益計算書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		10,797,611
売上原価		7,217,804
売上総利益		3,579,806
販売費及び一般管理費		1,143,531
営業利益		2,436,275
営業外収益		
受取利息	502	
補助金収入	900	
固定資産売却益	563	
還付加算金	268	
スクラップ売却益	1,484	
その他	737	4,456
営業外費用		
為替差損	10,661	
支払手数料	3,422	
その他	136	14,220
経常利益		2,426,511
税金等調整前当期純利益		2,426,511
法人税、住民税及び事業税	722,232	
法人税等調整額	27,830	750,063
当期純利益		1,676,448
親会社株主に帰属する当期純利益		1,676,448

貸借対照表

(2024年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,315,552	流動負債	5,549,756
現金及び預金	4,704,291	買掛金	241,078
受取手形	22,965	電子記録債務	2,294,927
売掛金	2,674,297	未払金	116,511
電子記録債権	5,325	未払法人税等	661,801
仕掛品	3,761,013	未払費用	152,416
原材料及び貯蔵品	7,118	前受金	1,844,794
前払費用	30,392	預り金	40,772
未収消費税	76,782	賞与引当金	151,823
その他	33,365	製品保証引当金	39,567
固定資産	3,485,058	受注損失引当金	1,847
有形固定資産	3,153,015	その他	4,215
建物	1,473,015	固定負債	80,277
構築物	0	退職給付引当金	80,277
機械及び装置	38,132	負債合計	5,630,033
車両運搬具	6,259	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	87,557	株主資本	9,170,576
土地	1,548,050	資本金	2,812,461
無形固定資産	48,396	資本剰余金	2,738,335
特許権	163	資本準備金	2,734,875
ソフトウェア	48,233	その他資本剰余金	3,460
投資その他の資産	283,646	利益剰余金	3,925,957
関係会社株式	23,188	その他利益剰余金	3,925,957
出資金	10	固定資産圧縮積立金	20,147
破産更生債権等	31	別途積立金	30,635
繰延税金資産	246,792	繰越利益剰余金	3,875,173
その他	13,655	自己株式	△306,177
貸倒引当金	△31	純資産合計	9,170,576
資産合計	14,800,610	負債純資産合計	14,800,610

損益計算書

(2023年9月1日から
2024年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,590,555
売上原価		7,173,960
売上総利益		3,416,595
販売費及び一般管理費		1,105,173
営業利益		2,311,421
営業外収益		
受取利息	408	
為替差益	10,608	
補助金収入	900	
固定資産売却益	563	
還付加算金	268	
スクラップ売却益	1,484	
その他	617	14,850
営業外費用		
支払手数料	3,422	
その他	136	3,559
経常利益		2,322,712
税引前当期純利益		2,322,712
法人税、住民税及び事業税	710,687	
法人税等調整額	30,960	741,648
当期純利益		1,581,064

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月22日

株式会社エヌ・ピー・シー

取締役会 御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 後藤 久貴

業務執行社員

代表社員 公認会計士 山本 哲平

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの2023年9月1日から2024年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ピー・シー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月22日

株式会社エヌ・ピー・シー

取締役会 御中

監査法人東海会計社

愛知県名古屋市

代表社員

公認会計士 後藤 久貴

業務執行社員

代表社員

公認会計士 山本 哲平

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの2023年9月1日から2024年8月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準までに軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月30日

株式会社エヌ・ピー・シー 監査役会

常勤監査役 世羅 靖久 ㊟

監査役 柿本 輝明 ㊟

監査役 新保 博之 ㊟

(注) 監査役柿本輝明、監査役新保博之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、安定的な利益配分の継続を目指すとともに、財務体質の強化を図り、将来の利益拡大のための設備投資や研究開発等に必要な内部留保の充実に努めており、各期の経営成績及び財務状況等を総合的に勘案した上で配当することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当社の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき金10.0円
配当総額 215,557,780円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年11月29日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
1	伊藤 雅文 (1962年10月13日生)	1986年4月	伊藤萬(株)入社	1,293,079株
		1992年7月	日本ポリセロ工業(株)入社	
		1992年12月	当社入社	
		1993年9月	当社取締役	
		1996年8月	NPC America Corporation(現NPC America Automation Inc.)取締役(現任)	
		1996年9月	当社太陽電池関連本部技術部長	
		2000年1月	(株)メクト代表取締役	
		2002年4月	同社取締役	
		2002年6月	日本真空システム(株)取締役	
		2005年9月	当社太陽電池関連本部副本部長	
		2008年7月	当社太陽電池関連本部長	
		2011年11月	当社代表取締役社長(現任)	
	選任理由 伊藤雅文氏は太陽電池業界での豊富な経験を背景に、2011年11月から当社代表取締役社長として、変革する業界に臨機応変に対応するための新事業に着手し、着実な成果を上げております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。			
2	廣澤 一夫 (1962年1月24日生)	1985年4月	(株)イトマンエンジニアリング入社	239,379株
		1992年9月	日本ポリセロ工業(株)入社	
		1992年12月	当社入社	
		1995年9月	当社包装関連本部技術部長	
		2006年4月	当社包装関連本部長	
		2007年9月	当社管理本部長	
		2007年11月	当社取締役	
		2008年4月	当社経理部長	
		2009年7月	当社松山管理部長	
		2010年9月	NPC China Co., Ltd.監査役	
		2012年8月	当社経理部長	
		2013年4月	当社総務部長	
		2013年11月	当社情報開示担当(現任)	
		2014年10月	当社営業管理部長	
		2016年6月	当社総務部長	
		2016年9月	当社専務取締役(現任)	
		2018年11月	当社管理本部長(現任)	
	選任理由 廣澤一夫氏は包装業界並びに太陽電池業界でさまざまな経験を有しております。また2007年11月からは当社取締役として、主に管理部門の効率化を推進してきました。また、2016年9月からは専務取締役として全社を統括し、社長を補佐しております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
3	矢内 利幸 (1972年2月12日生)	1990年4月 1992年8月 1997年11月 2000年1月 2005年9月 2006年6月 2008年7月 2010年11月 2011年12月 2016年9月 2017年9月	マツダ(株)入社 (有)アサヒ技研入社 (株)テックス入社 (株)メクト入社 当社入社 太陽電池関連本部製造部長 当社太陽電池関連本部開発部長 当社太陽電池関連本部副本部長 当社取締役 当社太陽電池事業本部副本部長 当社常務取締役(現任) 当社太陽電池事業本部長 当社事業管理室長 当社装置関連事業部長 当社環境関連事業部長 当社事業本部長(現任)	45,959株
選任理由 矢内利幸氏は2010年11月から当社取締役として、当社製品・サービスの開発から製造まで松山工場全体を統括し、体系的に組織を作り上げてきました。また、2016年9月からは常務取締役として当社グループの事業全体を統括しております。かかる実績をふまえ、引き続き取締役として適任と判断いたしました。				
4	寺田 健治 (1952年10月9日生)	1975年4月 2002年10月 2005年1月 2005年10月 2007年1月 2010年4月 2012年4月 2012年10月 2014年11月	日本アイ・ビー・エム(株)入社 同社大和事業所 製造コンピテンシー プログラム担当部長 メトラー・トレド(株)入社 技術サービス事業部部長 (株)小松ライト製作所入社 滋賀第2工場長 IDEC(株)入社、執行役員生産本部長 同社 マーケティング本部 特命担当部長 同社 マーケティング本部 ブラジル市場開拓担当部長 同社定年退職 当社社外取締役(現任)	-
選任理由及び期待される役割の概要 寺田健治氏は、2014年11月から社外取締役として、外資系大手や有力電気機器メーカーで培った豊富な知識・経験を活かしながら、独立した立場から当社経営を監督してきました。かかる実績をふまえ、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。また、同氏が選任された場合は、製造業における豊富な経験・知識を活かしたご意見をいただく予定です。				

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する 当社の株式数
5	ひら まち さとし 平 町 聡 (1956年3月16日生)	1980年4月	サッポロホールディングス(株)(旧サッポロビール(株))入社	-
		2005年3月	同社 人事総務部長	
		2010年3月	同社 グループ執行役員 サッポログループマネジメント(株)代表取締役社長	
		2016年3月	サッポロホールディングス(株)顧問	
		2018年4月	同社 顧問退任	
		2019年11月	当社社外取締役(現任)	
	選任理由及び期待される役割の概要 平町聡氏は2019年11月から社外取締役として、大手食料品メーカーで培った企業経営に関する識見に基づき、独立した立場から当社経営を監督してきました。かかる実績をふまえ、引き続き社外取締役として適任と判断いたしました。また、同氏が選任された場合は、企業経営に関する豊富な経験・知識を活かしたご意見をいただく予定です。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 寺田健治氏及び平町聡氏は、社外取締役候補者であります。
3. 寺田健治氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の選任理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は寺田健治氏及び平町聡氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 寺田健治氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
6. 平町聡氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
7. 責任限定契約の内容の概要
当社は寺田健治氏及び平町聡氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結しており、本総会において両氏が再任された場合には、当該契約を継続いたします。
8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約によって補填することとしております。本総会において各候補者が再任された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

〔ご参考〕取締役及び監査役（候補者）のスキルマトリックス

既存の事業を主軸としつつ新たな事業領域を拡大することで安定した業績を維持し、成長していくため、取締役会及び監査役会が備えるべきスキルを特定いたしました。

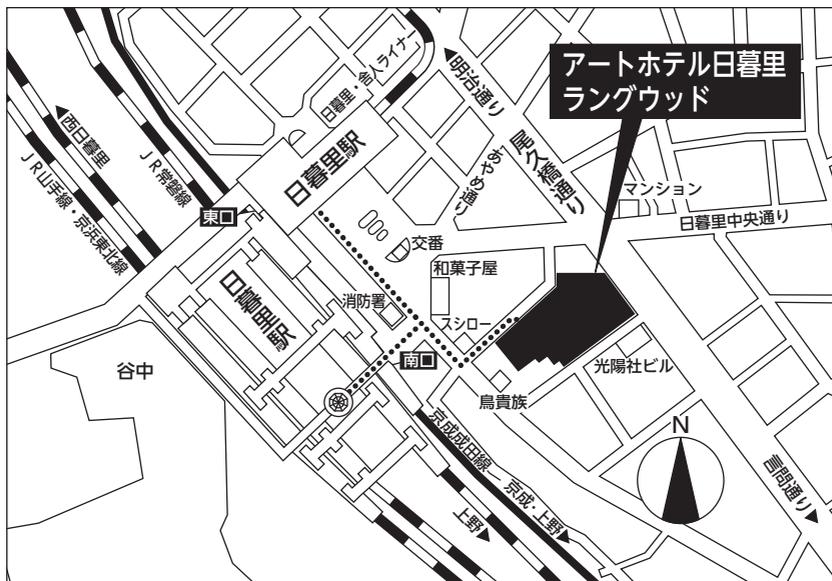
なお、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役及び各監査役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位	企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	製造・技術研究開発	国際性	太陽電池業界の知見
伊藤 雅文	代表取締役社長	○		○		○	○
廣澤 一夫	専務取締役管理本部長	○	○				○
矢内 利幸	常務取締役事業本部長	○			○		○
寺田 健治	社外取締役				○	○	
平町 聡	社外取締役	○					
世羅 靖久	常勤監査役			○			
柿本 輝明	社外監査役			○			
新保 博之	社外監査役		○				

- (注) 1. 取締役及び監査役（候補者）の有する全ての知見や経験を表すものではありません。
2. 「当社における地位」は、2024年10月24日時点のものであります。

以上

株主総会会場ご案内図



会場： アートホテル日暮里 ラングウッド 2階 飛翔の間
住所： 〒116-0014 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
電話： 03-3803-1234(代)
交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅とも徒歩1分
日暮里・舎人ライナー日暮里駅徒歩3分

※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。